

当事務所の価格表

各種相談料

相談方法	メール・電話	面談	
		初回	2 回目以降
報酬額	無料	無料	1時間につき 5,000 円+税
備考	お名前、住所、電話番号のないものについては回答を差し上げない場合もございますので、ご了承ください		相談内容につき、正式なご依頼の場合には、ご依頼料金の内金とさせていただきます。

退職代行 料金表

	内定辞退の方	パート アルバイト	派遣社員 契約社員 正社員	公務員の方 会社と争いのある方
料金	9,800 円 + 税	14,800 円 + 税	14,800 円 + 税	申し訳ありません お引き受けできません

時効の援用 料金表

時効の援用に限った内容証明プラン

	作成のみ 9,800 円	オールインお任せプラン 16,800 円
内容証明作成	○	○
職印押印 + 発送	×	○
内容証明郵便	×	○
配達記録付き	×	○
	ご依頼人のお名前で作成する内容証明郵便です (発送はご自身で行って頂くことになります)。	書面作成代理人行政書士名を記し、 職印を押印して作成・発送する内容証明郵便です。
1 通増えるごとに	+5,800 円	+9,800 円

契約書・示談書・合意書作成料金

	一般的なもの		高度なもの
	6項目まで	7項目以上	
料金	19,800円	24,800円～	39,800円～

離婚協議書作成の料金

	一般的なもの		高度なもの
	6項目まで	7項目以上	
料金	19,800円	24,800円～	39,800円～

遺言書作成サポートの料金

	自筆証書遺言	公正証書遺言	高度なもの
	6項目まで	7項目以上	
料金	19,800円	24,800円～	39,800円～

相続手続き関連サポート 料金表

※正式にご依頼を頂く前に見積もりをさせていただいております。

見積もりの内容をご検討頂き、どうぞおご依頼下さい。

※面談後、正式にご依頼であれば書面作成相談料はその依頼報酬の一部とさせていただきます。

内容	報酬額(円)	備考
基本料金 ・相続人調査 ・財産調査 ・遺産分割の相談など	50,000 円 +税	基本料金です。
遺産分割協議書作成	50,000 円 +税	誰が何を相続するのか書面に記載します。
・戸籍謄本の取得 ・住民票の取得 (相続人の確定など)	5,000 円 +税	1 通の料金です (定額小為替代金と郵送料の実費は別途)。 他のご依頼と一緒にあれば、実費のみで結構です。
金融機関の 預貯金口座等の 解約・名義変更手続き	40,000 円 +税	1 件につき
・自動車名義変更手続き ・廃車手続き	30,000 円 +税	普通車・軽自動車 1 台につき
・株券の名義変更 ・解約手続き	30,000 円 +税	1 社につき
遺産分割協議への 立会い	30,000 円 +税	1 回につき

※ 1 戸籍・住民票等の取得費用(郵送費・交通費・定額小為替等)は含まれておりません。

※ 2 人数・件数に応じて積算されます。

内容証明作成・代理発送 料金表

		内容証明郵便				e 内容証明	
		A プラン	B プラン	C プラン	D プラン	作成 発送	E プラン 作成 発送付き
		作成のみ	作成のみ	作成 発送付き	作成 発送付き	作成 発送	作成 発送付き
作成する人		行政書士	行政書士	行政書士	行政書士	ご自身	行政書士
発送する名義		ご自身	ご自身	行政書士	行政書士	ご自身	行政書士
通知する名義		ご自身	ご自身	ご自身	行政書士	ご自身	行政書士
通知される人		相手方	相手方	相手方	相手方	相手方	相手方
行政書士の 作成印		なし	あり	なし	あり	なし	なし
料金	作成費用	14,800 円 +税	14,800 円 +税	14,800 円 +税	14,800 円 +税	なし	14800 円 +税
	職印 押印費	なし	5000 円 +税	なし	5000 円 +税	なし	なし
	発送 手数料	なし	なし	5000 円 +税	5000 円 +税	なし	なし
	郵便代金 (1枚の場合)	約 2,000 円	約 2,000 円	約 2,000 円	約 2,000 円	約 2,000 円	約 2,000 円
	合計	16,800 円 +税	21,800 円 +税	21,800 円 +税	26,800 円 +税	2000 円 +税	16,800 円 +税

		内容証明	e 内容証明
郵便料金の 内訳	定形 郵便料	84 円 又は 94 円	84 円
	一般書留 料	480 円	480 円
	配達証明	350 円	350 円
	内容証明	480 円	※1,624 円
	謄本返送 料金		

当事務所はもちろん

D プランもしくは**A プラン**をおすすめいたします！

どうせ安くはないお金を払ってするなら

当事務所で監修・作成されたことを

お相手の方にお知らせすることによって

・正式なものであること

・本気であることなど

心理的に圧力をかけることができるメリットがあるからです。

ぜひご検討ください！